

農業技術研究センター受託試験審査会設置要綱

平成16年9月24日決裁

平成27年4月1日最終改正

(趣旨)

第1条 埼玉県農林水産受託試験事業実施要領（平成10年3月31日決裁、平成16年7月28日全部改正、平成20年8月6日一部改正）に基づき実施する受託試験のうち民間企業等から受けるものについて、その受諾の適否を審査するため、農業技術研究センター受託試験受諾審査会（以下「受託試験審査会」という。）を設置する。

(職務)

第2条 受託試験審査会は、受託試験の公益性について審査する。

(構成)

第3条 受託試験審査会の構成は、次のとおりとする。

会長 所長
副会長 副所長（企画担当所掌）
委員 運営会議構成員

(運営)

第4条 会長は、会務を総理し、会長に事故あるときは、副会長がその職務を代行する。

2 受託審査会は、会長が必要に応じて招集する。

(関係職員の出席)

第5条 受託試験審査会は、審査の内容について関係職員の出席を求め、その説明または意見を聴くことができる。

(秘密の保持)

第6条 受託試験審査会の内容または職務上知り得た秘密は、これを漏らしてはならない。

(庶務)

第7条 受託審査会の庶務は、企画担当において担当する。

附 則

この要綱は、平成16年9月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。